

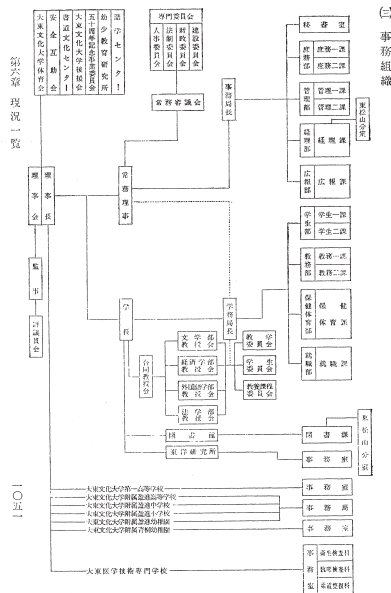
合同教授会議事録資料 (1963年4月～1986年3月)からみる本学の歩み

谷本宗生

はじめに：本学の合同教授会について

本学、大東文化大学は創立百周年（2023年）へ向けて、もっか『大東文化大学百年史』編纂を進めている。従前本学で編纂された大学史、『大東文化大学五十年史』（1973年）や『大東文化大学七十年史』（1993年）などでも、不思議と「合同教授会」の項目や記述は存在していない¹。大東文化大学史における、教学側の運営組織の変遷を少なからず考えていくうえで、合同教授会の存在やその

果たした役割についてははけっして忘れてはならないであろう。今回は紙面の都合などもあり、その議事録資料のなかから適宜抜粋紹介するにとどめるが、法人側の理事会議事録資料などと並行して、教学側の合同教授会議事録資料を今後さらに読み



図版1 大東文化大学事務組織図（1973年）

解いていく意義は大きい。本学の合同教授会は、全学部の教授全員でもって組織構成され、全学部に関する重要事項などを協議する機関である。必要に応じ、専任助教授及び専任講師らを合同教授会に出席させることができるが、決議には加えないものとする。合同教授会の定足数については、各学部教授の半数以上が出席しなければ開くことができなるとした。議長は、各学部の学部長の互選によって定められるものとし、主に合同教授会の開催を請求した学部の当該学部長が議長を務めている。合同教授会は、学則の制定及び改廃に関する事項、学長の推薦・学長からの諮問された事項、図書館長及び研究所長の推薦に関する事項、理事長から学則に基づき諮問された事項などに関して、決議するものである。

なお学部教授会についても、少し触れておこう。学部教授会は、所属する学部の専任教授全員でもって組織され、必要に応じて専任助教授及び専任講師らを教授会に出席できる（決議には加えない）とした。教授会の定足数も、教授の半数以上が出席しなければ開くことができなるとし、評決についても、合同教授会と同じく出席教授の過半数とした。ただし、合同教授会は必要に応じて招集される（たとえば1985年度は6回開催された）としたが、学部教授会は原則として毎月1回定期的に開催する（臨時開催もできる）と規定されている。

1. 合同教授会議事録資料について

本学の学務課旧蔵であった「合同教授会議事録」（1963年4月～1986年3月）は、計17簿冊資料として現存する。本学の創立百周年へ向けて、大学関係の歴史的な記録資料も本学のアーカイブス組織である大東文化歴史資料館に、学内外の協力を得ながら少しずつではあるが、もっか移管・集約されつつある。今回本稿で取り上げる合同教授会議事録資料も、歴史資料館に移管された学内関係資料の一群である²。合同教授会議事録では、合同教授会が開催された日時ごとに会議内容などが記され、主な配布資料も一緒に綴じられている。会議内容は、議案（議事）の項目ごとに、議事内容が簡略に要

点化して記されている。当時の担当した事務スタッフらの文責力量による功績も大きいだろう。記録の纏め方や文章化の在り方も、事務担当者らの並々ならぬ苦労がうかがえる。議事の内容自体としては、基本的に分かりやすいかたちであるが、学長や各学部長、ときに事務局長や理事長といった役職者らの発言（主語を記す）は明確であるいっぽう、合同教授会の参加構成員である各教授らの具体的な発言内容はあえて文面には記していない方針かと思われる。戦後の新制大学として発足した当初の本学は1学部（文政学部）で構成されたが、1962（昭和37）年には文学部と経済学部とに学部の分離・独立することになる状態を受けて、本学の合同教授会も自ずと組織的に生れたのであろう。

2. 対象期間（1963（昭和38）年4月～1986（昭和61）年3月）の本学理事長及び学長

<在任した理事長（第4代～第9代まで）>

南条徳男（第4代理事長）1961（昭和36）年7月～1969（昭和44）年5月在任

金子 昇（第5代理事長）1969（昭和44）年5月～1979（昭和54）年7月在任

時枝満康（第6代理事長）1979（昭和54）年7月～1981（昭和56）年3月在任

鈴木則幸（第7代理事長）1981（昭和56）年4月～1983（昭和58）年4月在任

大西経信（第8代理事長）1983（昭和58）年4月～1985（昭和60）年6月在任

下田博一（第9代理事長）1985（昭和60）年6月～1988（昭和63）年7月在任

<在任した学長（第3代～第7代まで）>

南条徳男（第3代学長）1962（昭和37）年11月～1969（昭和44）年3

月在任

佐伯梅友（第4代学長）1969（昭和44）年4月～1975（昭和50）年3

月在任

池田末利（第5代学長）1975（昭和50）年4月～1983（昭和58）年3

月在任

清原道壽（第6代学長）1983（昭和58）年4月～1984（昭和59）年3

月在任

香坂順一（第7代学長）1984（昭和59）年4月～1987（昭和62）年3

月在任

3. 合同教授会の推移について

合同教授会の組織体としての位置付けなどについて、その推移を大まかにでも把握しておく必要があるだろう。なお、本稿で以下引用する資料内などの〔 〕部分は、引用者（谷本）が必要に応じて付すものである。引用する資料の文体や表現も、できる限り議事録資料の文意を損なわないよう尊重した（送り仮名表記なども準じる）ために、現代的な視点からみると違和感のある箇所も存在するだろう点も含んでいただきたい。学長とのかかわり、学長と合同教授会の関係性については、1969（昭和44）年11月14日の合同教授会（議長：影山〔誠一〕文学部長）にて、佐伯〔梅友〕学長より「学園紛争に関し、合同教授会を開きえない緊急の場合における教授会の意志〔ママ〕決定の方法について」の諮問を受け、「緊急時〔ママ〕態に至つ〔ママ〕た場合これが対策及び処置の判断を学長に一任する」と決定している。また本稿5の⑧などにあるとおり、全学に関わる学長の権限を明確化していく過程も踏まえ、1979（昭和54）年5月28日の合同教授会（議長：篠原武英経済学部長）では、合同教授会の運営をめぐる種々議論をはかり、「合同教授会を改組すべきではなく、助教授・講師の恒常的出席の検討を含め当面は現行規程のなかで努力してゆくほかない」としている。しかし1984（昭和59）年10月29日の合同教授会（議長：田桐大澄外国語学部長）で、「学長からは、

合同教授会の改組について合同教授会に諮問してからすでに数年を経過しているのに、速やかに結論を出してもらいたい」とする合同教授会の改組案をめぐって、「現行の合同教授会組織では実質的に機能し難くなっているため、これを改正すべく検討する」いっぽう、「具体的な代案として現行の合同教授会の定足数の部分のみを改正すれば良い」とする意見なども挙がり、審議の結果、この時点の継続審議となっている。同年の11月26日の合同教授会（議長：小野幸二法学部長）で、委任状を除いた出席教授による無記名投票を行い、改組賛成62票、改組反対9票、白票1票の計72票という投票結果により、改組賛成が多数と決する。なお同上の合同教授会で、付帯決議「大学評議会及び連合教授会は、学部教授会の自治を尊重して運営されなければならない」も出されている。

合同教授会の改組は、1986（昭和61）年度から合同教授会に代わって、学部教授会の自治を尊重したうえで、新たに大学評議会及び連合教授会が設置されるにいたった。歴史的にみる合同教授会の役割や位置付けは、新制大学として発展してきた本学の歩みを振り返るうえで、主として経営を含めた学園全体を統轄する法人側の理事会の動きに対して、ときに教育・研究上の観点から緊張・対立関係ともなり得た大学教学側の意見や姿勢を記録的に示すものとして、本学園史を俯瞰的に振り返るとても重要なものといえよう。

4. 大学評議会及び連合教授会の設置

1986年度以降は合同教授会が改組され、代わって設置された大学評議会及び連合教授会については、当時（1986年4月）の「大東文化大学学則³」の主な点から、少し触れておこう。まず、学則第十一条の二十二「本学に大学評議会及び連合教授会を置く」と明記している。学則第十一条の二十六「学長は、必要に応じて大学評議会を招集し、その議長となる。2 学長に支障がある場合には、学長が、あらかじめ指名する学部長が、前項の職務を行う」とし、大学評議会の組織構成員である評議会委員は、学則第十一条の二十三「一 学長 二 学部長 三 大学院研究科委員長 四 教務課程委員会委

大東文化大学学則
 一、大東文化大学学則を次のとおりとする。
 二、第一節第二、三各節の條を、第十一條の十一から第三十條の二十一までを廢除する。
 三、第一節の三、次評議會及び連合教授会、第十一條の二十二から第三十條の三十五までを前条に修正する。
 (第一節の三、次評議會及び連合教授会
 第十一條の二十二、第三次の次評議會及び連合教授会を置く。)

(次評議會の組織)
 第十一條の二十三、次評議會は、次に掲げる各評議會委員及び評議會委員、以下「評議會委員」といふをもつて組織する。
 一 学部長
 二 学長
 三 大学院研究科委員長
 四 教授評議會委員長
 五 評議員及び科目主任
 六 次の基準によつて各学部教授会で選出する専任教員
 七 各学科から2名
 八 各学科から1名
 九 各学科の教養課程から1名
 七、加藤校長
 八、加藤校長
 九、加藤校長
 十、加藤校長
 十一、加藤校長
 十二、加藤校長
 十三、加藤校長
 十四、加藤校長
 十五、加藤校長
 十六、加藤校長
 十七、加藤校長
 十八、加藤校長
 十九、加藤校長
 二十、加藤校長
 二十一、加藤校長
 二十二、加藤校長
 二十三、加藤校長
 二十四、加藤校長
 二十五、加藤校長
 二十六、加藤校長
 二十七、加藤校長
 二十八、加藤校長
 二十九、加藤校長
 三十、加藤校長

四 教員人事の基準に関する基本的事項
 五 全学に関する各種委員会委員の選出に関する事項
 六 卒業から期間された事項
 七 連合教授会から再審議の要求のあった事項
 八 その他全学に関する重要事項
 (修業年限)
 第十一條の二十六、卒業は、必要に応じて次評議會を召集し、その議決とする。
 ① 卒業に必要な成績は、学長が、あらかじめ指定する学部長が、該指定の職務を行う。
 (定受考)
 第十一條の二十七、次評議會は、評議會委員の三分の二以上の同意をもって成立し、その議事は、出席評議會委員の過半数の同意により、可否の決るときは、議決の可否することによる。但し、第十一條の三十三を欠けては、出席評議會委員の三分の二以上の同意を必要とする。
 ② 前項において、休職中の者、海外出張中の者及び三年以上欠勤中の者は、その数に加えず。
 (評議會の組織)
 第十一條の二十八、連合教授会は、学部及び大学院研究科に属する専任教員、助教、講師及び助手(以下「専任教員」といふ)の全数をもつて組織する。但し、実務科を除く。
 ② 連合教授会は、必要に応じて前記以外の者を会議に出席させてその意見を聞くことができる。
 (公開)
 第十一條の二十九、連合教授会の会議は、非公開とする。
 (修業年限及び留學事項)
 第十一條の三十、連合教授会においては、次の事項について審議し、議決する。
 一 卒業に関する事項
 二 次評議會が、連合教授会において議決すること若しくは認めらるる事項
 ② 前項第一号の事項については、評議會及び専任教員による学長候補の推薦の結果に基づいて行うものとする。
 ③ 連合教授会においては、次の事項について協議し、決する。
 一 全学に関する重要事項
 二 次評議會に対する評議の要請
 (修業年限)
 第十一條の三十一、連合教授会は、各専任教員を

召集し、その議決は、各専任教員の推薦による。
 ② 連合教授会は、年に1回以上召集する。
 ③ 緊急の必要が認められたときは2学期以上の学則委員会から推薦された専任教員が出席する場合には、10日以内召集し、これを怠らぬ。
 (定員)
 第十一條の三十二、連合教授会は、専任教員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、第十一條の三十第一項の議事(第三十一)は、出席専任教員の過半数の同意により、可否の決るときは議決の可否することによる。
 ② 前項において、休職中の者、海外出張中の者及び三年以上欠勤中の者は、その数に加えず。
 (修業)
 第十一條の三十三、次評議會及び連合教授会に、それぞれ専任教員を、学部長及び学部長が指名する専任教員が、これに充てる。
 (修業)
 第十一條の三十四、次評議會及び連合教授会の議事録には、次評議會においては、議決に預つた評議員全員の署名、学部長及び学部長の署名、出席した専任教員の署名を、署名する。
 (学長候補の手段)
 第十一條の三十五、第十一條の三十第一項の学則の組織からなる選挙団は、次に掲げる各専任教員に構成されるものとする。
 一、第十一條の八、第十三条、第六節、第三十五条を次のとおり改める。

第十一條の二十四、次評議會の会議は、非公開とする。
 (修業年限)
 第十一條の二十五、次評議會においては、次の事項を審議し、議決する。
 一 卒業に関する事項
 二 次評議會が、連合教授会において議決すること若しくは認めらるる事項
 ② 前項第一号の事項については、評議會及び専任教員による学長候補の推薦の結果に基づいて行うものとする。
 ③ 連合教授会においては、次の事項について協議し、決する。
 一 全学に関する重要事項
 二 次評議會に対する評議の要請
 (修業年限)
 第十一條の三十一、連合教授会は、各専任教員を

図版2 大東文化大学学則 (1986年)

員長 五 学科主任及び科目主任 六 次の基準によつて[ママ]で各学部教授会で選出する専任教員 イ 各学部から2名 ロ 各学科から1名 ハ 各学部の教養課程から1名 七 図書館長 八 東洋研究所長」とし、「必要に応じて評議會委員以外の者を会議に出席させてその意見を聞くことができる」と掲げる。学長が、大学評議會を必要に応じて召集し、その議長と規定された点は、合同教授会が改組されたなかでとくに重要であろう。大学評議會の議決事項については、学則第十一条の二十五「一 学則及びこれに基づく諸規程の制定及び改廢並びにこれらの解釈に関する事項 二 図書館長、東洋研究所長、書道文化センター所長、情報処理センター所長、体育センター所長及び別科長の推薦に関する事項 三 入学者選抜に関する基本的事項 四 教員人事の基準に関する基本的事項 五 全学に関する各種委員会委員の選出に関する事項 六 学長から諮問された事項 七 連合教授会から再審議の要求のあった事項 八 その他全学に関する重要事項」を審議し議決

するものとした。

連合教授会については、学則第十一条の三十一「連合教授会は、各学部長が連名で招集し、その議長は、各学部長の互選による。2 連合教授会は、年に1回以上招集する。3 緊急の必要がある場合又は2学部以上の学部教授会から議案を示して開催要求のあった場合には、10日以内に招集しなければならない」とし、連合教授会の組織構成員については、学則第十一条の二十八「学部並びに東洋研究所に所属する専任の教授、助教授、講師及び助手（以下「専任教員」という。）の全員をもって組織する。但し、実験助手を除く。2 連合教授会は、必要に応じて前記以外の者を会議に出席させてその意見を聞くことができる」とされた。なお連合教授会の議決事項及び協議事項は、学則第十一条の三十「連合教授会においては、次の事項について審議し、議決する。一 学長の推薦に関する事項 二 大学評議会が、連合教授会において議決することが相当と認めた事項 2 前項第1号の事項についての審議及び議決は、専任教員による学長候補者の選挙の結果に基づいて行うものとする。3 連合教授会においては、次の事項について協議し、決議する。一 全学に関する重要事項 二 大学評議会に対する再審議の要求」とした。同上規定のなかで、大学評議会が連合教授会に議決することをもとめる場合や、連合教授会が大学評議会に対する再審議の要求ある場合について言及している点は、大学としてチェック&バランスのきいた円滑な全学運営をはかるうえでやはり興味深いものであろう。

5. 合同教授会の議事内容について

それでは以下に、実際の合同教授会の議事内容を、いくつかの事項ごとに着目しながら抜粋紹介してみたいと思う。なお本稿では、紙面の都合上、当時の大学をめぐる時代背景や本学の組織運営において、議事録のなかから特徴的と思われる①から⑧までの8つの項目をあくまで取り上げたが、この他の事項についても、本学の合同教授会が「全学に関する事項」として真摯に検討協議している点からみて重要なものが多いといえよう。

① 教養部・教養課程委員会にかかわる合同教授会の議事

昭和 42 年 3 月 30 日（木）午後 1 時 議長 佐伯文学部長
議案

一、教養部教学組織に関する件

金子常任理事より昭和四十二年度より教養部を新設することに関し教学組織を教養部に教養部教授会、学部には学部教授会、全学に合同教授会を置いて教学の運営を図る旨説明あり、教授会はこれを了承した。

一、教養部長の選出に関する件

新設の教養部長の選出については合議の結果理事者に一任のことに決定⁴

昭和 45 年 1 月 30 日（金）午後 3 時 議長 影山文学部長
議案

一、昭和四十五年度の両学部教授会開催期日の件

四月から文学部教授会は月曜日、また経済学部教授会は金曜日に開催のことを決定。これに伴い教養部専任教員の両学部分属を早急に決定することを申し合わせた。

一、役員の改選並びに昇格人事の時期に関する件

四月一日から教学組織が改正される。したがって教養部所属の教員は文・経両学部それぞれ分属のことに決定している。これに関連して学部長、学科主任の改選また教員の昇格人事を審議する時期につき慎重に審議した結果、四月一日に各々教授会を開催して役員の改選を行ない、また同日全学の昇格人事を実施のことに決定⁵。

昭和 47 年 4 月 21 日（金）[午後] 2 時 30 分 議長 佐藤経済学部

長
議案

6、教養課程の受講者配分に関する件

履修科目受付の結果、受講者の著しく集中した科目の善後処置は教養課程委員長に一任する。

7、三年次進級保留者の取扱いに関する件

進級に要する単位に3科目不足する者については再試験を実施したが、その結果、再度1科目不足となった者（36名）については、最終的には仮進級[ママ]をさせ、板橋校舎において代替之[ママ]科目を履修させるとか、東松山校舎とのかけもち受講をさせるものとするか？それまでに教養課程委員長において、できる限り善処するものとする。なお、進級規程全般については再検討することを、規程等改正委員会に付記する⁶。

昭和51年2月5日（木）午後1時 議長 吉村外国語学部長
議案

4、大学改善委員会答申案審議の件

本件についての答申された各項の内容上の関連から先づ第3項「教養課程委員会のありかた」より審議を始めることとし、種々討議の結果、現行規程の範囲内で最大限教養課程委員会への権限を委譲する。又これに伴う条文改訂等細部の原案作成についてはこれを規程等改正委員会へ付記する。との結論に達した⁷。

戦後の新制大学として、本学も一般教養課程を推進していたが、1967（昭和42）年4月に埼玉県に東松山校舎が開設された折り、教養部を置いたのである。そして、中央教育審議会などでも提起されてきたように、専門教育と一般教育の一本化を大学教育の理想として目指すべく、1970（昭和45）年に、教養課程の円滑な運営をはかるための教養課程委員会と改称して、所

属の専任教員らによって運営されるとした。教養課程委員長及び一般教育科目・外国語科目・保健体育科目の3科目の主任が置かれた。それまで教養部長を務めた酒井清六（1925～2004年）が、教養課程委員会の委員長に就任した⁸。

なお1970（昭和45）年度から、文学部教授会は月曜日、経済学部教授会は金曜日に開催することが決定されている点も合同教授会の議事録からうかがえ、本学の管理運営の歴史として興味深い1つの事柄であろう。

②学生運動にかかわる合同教授会の議事

昭和42年5月10日（水）〔午後〕2時30分 議長 佐伯文学部長
会議に先だつて金子常任理事より各大学学生運動の動向について説明があり本学もこの問題に関し先生方の一層の配慮を願いたい旨の要請があつた。

常任理事説明資料

一、第三十六回文教研究会は、激増する大学紛争の実態を把握するため警視庁公安部長〔略〕による最近の学生運動の動向についてと題して、別紙のような内容を講演していただきました。

背後に於ける内容

全学闘争と云つ〔ママ〕ても学生数の二〇～三〇%の学生の賛成票があれば、それでもつ〔ママ〕て決定と云う場合が大。この様な問題は自治会に勝手にまかせることなく、良識派の学生を日頃から大学側が育成することを考慮に入れる必要あり。

警察側の要請事項

日常から連絡を取り合っていないと、いざとなつた時に警察側としても、どの様な行動に出ているか解らない点が出てくる。警察側としては事前に事を知っているからといつて学校側を無視して捜索をすることはない。あらかじめ日頃から意見交換をして、異常なる学生運動が起らない様に話し合いの場が必要である⁹

昭和44年11月14日（金）午後5時 議長 影山文学部長
議案

一、昭和四十五年度教養部学科編成に関する件

別紙原案どおりこれを承認

一、大東文化大学名誉教授規程に関する件

吉村委員長（規程改正委員会）から委員会での審議経過を報告の
のち委員会審議の原案を一部修正の上これを承認。

一、学園紛争に関し、合同教授会を開きえない緊急の場合における教
授会の意志[ママ]決定の方法について（本件佐伯学長より合同教
授会に諮問したものである。）審議の結果次のように決定した。
大学が緊急時[ママ]態に至つた場合これが対策及び処置の判断を
学長に一任する¹⁰。

本学園としても、このように日頃から学生運動による不測の事態（授業ボ
イコットやバリケード封鎖など）が起らぬよう、高等教育機関としてその対
策及び処置の基本的な方針などをしっかり周知確認していたのである。大東
文化大学青桐会（旧父兄会）なども、大学に進学させた我が子らの動向を心
配していた様子が、「大東文化大学青桐会45年の歩み」（昭和44年）の一節
に記されている。「1月 紛争発生以来（満1ヶ年経過）には、紛争大学は
全国的に拡大され、その過半数が封鎖又は封鎖寸前にあるというのであつ[マ
マ]た。そうなると本学だけが火煙をかぶらないわけにはいかないという緊
迫した情勢になりつつあったが、鈴木鉄次郎会長はこの険悪な情勢をみるや、
直ちに理事会を招集して緊急会議を開いた。[大東文化大学]父兄会は、学
生のためになる諸事業を推進するのが目的であるが、現下の各大学の紛争情
勢をみると、今までと違って何時本学に及ぶかも知れない。そこで紛争発生
防止のため、父兄会としては大学側と緊密な連絡をとって、大学に協力しよ
うということであった。心配されていた本学においては卒業式も入学式も平

穩のうちに終了してほしかったのである」とあり、大学側と当時の父兄会が緊密な連携のもとで対応をはかっていたことがうかがえよう¹¹。

③ 学務局（学務局長）設置にかかわる合同教授会の議事

昭和 47 年 5 月 29 日（月）[午後] 2 時 30 分 議長 細川文学部長
議案

5、本学組織改革に関する件

別紙教学委員会でもとめた本学組織改革案についての検討を次の合同教授会で行なう。[別紙]『大東文化大学組織改革に関する答申（案）』教学委員会委員長 昭和 47 年 3 月 31 日

（改革案の骨子）

一、大学組織と法人組織に二大別にし、それぞれ教育研究に関する責任権限、経営に関する責任権限を明確にする。

一、学長に直属する「学務局」（仮称）を設置する。

学務局長

(1)合同教授会において選出、承認する。

(2)専任教授に限る。

(3)学長の命および合同教授会の要請により、大学側事務を総括掌理する¹²。

同上の合同教授会では、学長に直属する「学務局」（責任者として学務局長）を設け、さらに大学組織と法人組織との連絡を密にする「合同運営委員会」（定例会議で、議長は理事長。予算編成、予算配分の決定を行う）を、大学と法人との事務一本化をはかる「事務運営委員会」（定例会議で、議長は事務局長と学務局長との交替。職員人事、事務運営の円滑化をはかる）を設けるといった「大東文化大学組織改革に関する答申（案）」を、検討の議題として挙げている。大学組織改革案の経過については、翌 1973（昭和 48）年 6 月 29 日の合同教授会（議長：佐藤経済学部長）で、「[佐伯] 学長より、この

件に関しては早急には実現出来ないが、組織を変える時は参考と、出来るものから実施する旨の「金子」理事長見解の報告があつ「ママ」た」と記されている。

④ 歩行授業等開催にかかわる合同教授会の議事

昭和48年12月10日（月）〔午後〕3時 議長 吉村外国語学部長
議案

3、歩行授業開催に関する件

48.12.16（日）を別紙保健体育部より要望のあるとおり歩行授業を実施することを承認。〔別紙〕全学生・教職員を対象とした、健康増進を目的とした「歩行授業」（上野～銀座；12月16日雨天決行）開催。名称「健康増進の日」。

趣旨 (1)積極的な健康増進対策の推進 (2)日常の学内生活で教職員との交流が少ないため、個々の人間関係を深め充実をはかる (3)近代化されたビルの中で史跡探訪をし都会の中での歴史を顧みる。

4、ニュージーランドへの語学研修生派遣に関する件

5、学年暦の訂正に関する件

(2)49年度学年暦の中に、次のことを追加する。49.4.30～49.5.1フレッシュマン歓迎体育デー。〔別紙〕「五月病危機対策」としてのフレッシュマン歓迎体育デー実施。第1日目は観察体育の日として、他大学を招待して対抗試合を行い、その試合観戦を介してスポーツへの理解をはかる。第2日目は実践体育の日として、自分自身で実際にプレーしてみてスポーツの楽しさや苦しさを体験するものとする¹³。

同上の合同教授会では、保健体育部より全学生・教職員を対象とした健康増進を目的とした「歩行授業」（上野～銀座；12月16日雨天決行）開催が

提案され、実施することが了承されている。歩行授業開催の当日を「健康増進の日」と名付けている。このような行事取組みの背景として、学生自身の健康意識への希薄さが学内でも問題視されていたこともあるのだろう。たとえば、1970年度の本学の定期健康診断の受診率が全学生の68.3%にすぎず、大学医務室が本学生らに対し「体力と健康とは別もの」として、自分の健康に若いからといって勝手に思い込みや過信するのではなく、日常の健康に対する心構えの大切さを強調し、必要に応じて医務室での専門的な助言などもよく参考とするように注意喚起しもとめていたのである¹⁴。

また同上合同教授会では、翌1974(昭和49)年4月30日～5月1日に、「五月病危機対策」としてのフレッシュマン歓迎体育デーを実施することが承認されている。たとえば議事録に残されている、実際に行われた第9回フレッシュマン・スポーツデー(1980年5月24日)の「実施要項」などをみると、男女1・2年次生(4100余名)及び教職員を対象として、「新入生の入学を心より歓迎する行事であるとともに大学一年生に多くみられる五月病対策の一環として実施されるものである。青年期の心理は非常に不安定であり、苦悩や不安を語りあい、助けあう親友を得ることは精神衛生上是非とも必要なことである。青空の下で共に競技する喜びと勝敗の感激を共有しつつ、友愛のきずなが堅く結ばれることを願う[ママ]てやまない。このことは併せて豊かな実りある学生生活に寄与することと信ずる」との趣旨が掲げられている。東松山校舎運動施設及び比企丘陵公園を開催場所として、ソフトボール・バレーボール・バスケットボール・軟式テニス(ダブルス)・卓球・サッカー・柔道(個人戦)・剣道(個人戦)・ウォーキングラリー(クラス単位のチーム)・ロードレース(男子10キロ・女子5キロ)・相撲(個人戦)・ハンドボールの各種目競技を行っている。なかでも女子ソフトボールでは、東松山職員チームが2年ぶり3度目の優勝を果たし、「職員チームは来年追放すべきだ」といった悔しい声が学生らから自然と挙がるほど皆熱心で、スポーツデーとしてとても盛況であったことがよく分かる。

⑤ 就学状況に問題ある学生らにかかわる合同教授会の議事

昭和49年3月18日（月）[午後] 3時 議長 吉村外国語学部長
議案

2、就学状況不良[ママ]学生の身分取扱いに関する件

- ① 2ヶ年以上にわたる学費未納及び2ヶ年以上にわたる不履修者
- ② 2回以上の就学意志[ママ]調査に対する無回答者
- ③ 8年の在学期限を超える者

以上①～③に該当する七十名 [文学部 27、経済学部 42、外国語 1]
を除籍（退学せしめる）することを承認¹⁵。

同上の合同教授会において、複数年にわたって就学状況が芳しくなく、学費も未納であった計70名の学生については、除籍退学処分とした。議事録にはこの件に関する意見などがとくに記されていないが、大学としても学生本人へ就学意欲の有無をなんととなく問い合わせながらも、これほどの数の学生を処分するにいたったことは、教育機関としての本学も苦渋な決断であったであろうと思われる。なお「大東文化大学学則」(1963年度制定)には、「人物及び学業の優秀な学生は、これを表彰する」(第46条)とあるいっぽう、「学則及びこれに基づいて定められた諸規則に違反し、若しくは、学内の秩序を乱し又は学生としての本分にもとる行為があつ[ママ]た学生は、懲戒の処分をする」(第47条)とされ、さらに「次の各号の一に該当する者は、退学させる。一 性行不良で、改悛の見込がないと認められる者 二 学内の秩序をみだ[ママ]し、その他学生としての本分に反した者 三 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者」(第48条)と規定されていたのである。

⑥ 理事会運営の在り方を指摘する合同教授会の議事

昭和53年11月13日（月）午後3時 議長 篠原経済学部長
報告事項

4、正常化委員会報告

酒井清六委員より委員会内に設置された5つの小委員会の委員ならびに審議内容等（別添）についての報告があり、事務局においても本委員会を十分に補佐してほしい旨要請があつ[ママ]た。次いで正常化委員会発足に当り声明を行なうことについての提案があり、これを了承するとともに「大東文化大学正常化委員会発足声明（案）」（別添）について審議を行なった結果 [略] 原案を一部修正ののちこれを承認した¹⁶。

昭和 54 年 5 月 28 日（月）午後 3 時 議長 篠原経済学部長
報告承認事項

6、正常化委員会報告

ニ、吉村委員長より寄附行為改正について、5月31日開催予定の理事会・評議員会にむけて意見を聴取したい旨提案があつ[ママ]たあと、正常化委員会提案の合同教授会寄附行為改正に関しての見解（案）が発表され、ついで意見聴取を行った。[略] 意見並びに正常化委員会提案の合同教授会寄附行為改正に関しての見解（案）の意を体して、学長、四学部長は理事会・評議員会に臨むこととした¹⁷。

昭和 55 年 5 月 12 日（月）[午後] 2 時 30 分 議長 吉村外国語学部長

次の要請を提出することに決定した。

要請

合同教授会は「学長職退任問題」について、理事会では審議すべきではなく、また助教授、講師、助手の出席する合同教授会の議を経ることなく、学長が退任させられるということはありうべからざることであるということを確認する。四学部長並びに合同教授会メンバーである理事は、上記の確認に従つ[ママ]て行動すべく要請する。今後この

問題に関する理事会における審議経過については、四学部長は可能な限り合同教授会に報告すべきものとする。昭和55年5月12日合同教授会¹⁸

1978（昭和53）年11月13日の合同教授会において、池田学長の諮問に基づく合同教授会正常化委員会の発足声明（学園運営の問題是正、民主的な運営化、金子理事長退任の勧告要請）が審議・承認されている。また1979（昭和54）年5月28日の合同教授会においても、正常化委員会提案の合同教授会寄附行為改正に関する見解（理事会は合同教授会での再三の決議を重視すること。現理事長在任下での寄附行為改正の審議などには問題がある）が示され、その意を体して理事会・評議員会に臨むことが確認・決定される。なお本稿では、あくまで合同教授会側の議事録資料から事態や推移などを取り上げているもので、当然ながら、同時期の理事会側の意向や見解なども、理事会議事録資料などから照合しよく確認しておかなければならないと考えている。やはり本学園の歴史を十分に紐解くうえで、理事会や合同教授会などの動きを俯瞰的に捉えておく必要があるだろう。管見の限りではあるが、現存記録資料の制約や事情などもあるためか、そのような高等教育史・大学史の編纂や高等教育史・大学史研究は残念ながらほとんどみられない状況なのである。

⑦ 新学部設置にかかわる合同教授会の議事

昭和57年4月26日（月）[午後] 2時20分 議長 小野幸二法学部長
議事

8、学園長期事業計画に関する件

本件の討議に先だち、法人側関係者を本教授会に出席してもらって[ママ]て学園長期事業計画の説明をしてもらうこと、並びに教授以外の専任教員の出席を認めることについて議長提案があり、こ

れら2点を了承した。このあと、法人側から鈴木理事長、大西常務理事、下田事務局長が出席し、池田学長、村田教授（常務理事）らと共に説明にあたった。討議の内容は、大略次のようなものであった。

教員側からの意見としては、(1)東松山校舎には、1・2年次生、板橋校舎には3・4年次生という現在の学年配置をくずさないものであることを明確にしていきたい。(2)量的拡大政策よりも質的充実政策を考えていきたい。(3)財政見通しが楽観的すぎる。(4)長期事業計画は教員側との協議が充分になされて、共通理解を得た上で進められるべきである。(5)新設学部を「国際政治経済学部」に限定してしまっているのは問題がある。(6)定員増問題について各学部学科の共通理解をするために「定員増対策委員会（仮称）」を設けてもらいたい。—というようなものであった¹⁹。

昭和58年7月4日（月）14時30分 議長 小野幸二法学部長
議事

4、報告承認事項

(4)長期教育・研究計画策定委員会について

大西理事長、清原学長より当委員会設置の主旨[ママ]及び経過について説明があつたあと、質疑応答が行なわれた。教員サイドからの主な意見としては、理事会の主旨[ママ]に基づき各小委員会を設置し長期教育・研究計画を策定することには反対でない。しかし従来より各種の委員会が設置され、委員会からの答申がなされたが、それらの答申事項が必ずしも民主的かつ合理的に取り扱われていないので、この点について充分留意されなくてはならない—という主旨[ママ]のものであつた²⁰。

昭和59年3月25日（月）14時30分 議長 永田元也経済学部長

報告事項

㊤新学部設置について

このことについて、清原学長より概ね次のような説明があつた。58年7月に国際政治経済学部の新設置申請を取りやめて以降、文部省の意見等を参考に、新しく設置する学部は国際関係学部とし、国際関係学科と国際文化学科の二学科で進めることが妥当との判断に至り、理事会の承認を得た。国際関係学部の設置基準は、教養学部設置基準が適用される。国際関係学科は、アジアを中心とした発展途上国の政治・法律・経済事情に通じ、かつそれぞれの地域言語を修得させることを目的としており、国際文化学科においては、前記地域の文化・歴史・社会事情に通じ、かつそれぞれの地域言語を修得させることを目的としたものである。カリキュラム編成は、設置準備会（理事長、学長、常務理事、学部長、学務局長、教養課程委員長）で検討をしてきているが、文部省の意見をも取り入れながらまとめゆく必要があり、未だ流動的な段階にある。—以上が学長説明の概要で〔あ〕る。これに対し、情報科学技術に関するものを取り入れる必要があるのではないか、新学部設置よりも既設学部学科の再編充実が重要なのではないか、学園はもつと長期的、基本的視点と計画によつて事業を考えるべきである。新学部設置は、財政的に大きな不安を感じる—等々の意見があり、教授会側との十分なコンセンサスができていないこと、またカリキュラムが未だ流動的なものであるということで、本件に関しては改めて合同教授会で協議することとした²¹。

昭和59年4月16日（月）15時 議長 田桐大澄外国語学部長

報告事項

1、新学部設置について

58年度に申請を予定していた国際政治経済学部及び59年度申請

予定の国際関係学部の経緯について、香坂学長及び村田学務担当常務理事より説明があつたあと、これについての質疑応答が行われた。学長及び学務担当常務理事の説明並びに出席者からの質問に対する回答内容の概要は次のようなものであつた。

- (1)新学部設置は、東松山キャンパスにおける教育・研究施設の充実の必要性が根底となつており、土地転用を伴つた校地拡充には、新学部の増設が必要条件となつている。
 - (2)国の高等教育計画との関連で、学生数を定員の1.3倍を限度に考えてゆかなければならなくなり、教員数にも余ゆうを生じてくる。また財政面からは、学生数を1万名程度に保つことで安定経営ができる。
 - (3)国際関係学部とすることは、文部省の意向をくみながら決めたものであり、学科としては国際関係学科及び国際文化学科で進めているが、カリキュラムは未だ流動的であり、かつ人事との関連があるので公開するまでに至つていない。また新学部設置のための準備委員会は設けない。
 - (4)人事については、文部省の審査を要するものであり、公開はできない。
 - (5)新学部設置は、基本的には経営権に属するものである。しかし、教学権が軽視・侵害されないよう充分配慮する。そのため、学部協議会等を通じてできるだけ情報を流してゆきたい。
 - (6)カリキュラムの公開は近いうちに実施できると考えている。
 - (7)国際関係学部には、教育職員免許取得課程を設けない。
- 以上が説明及び回答内容の概要である²²。

昭和 59 年 6 月 25 日（月）14 時 議長 小笠原英三郎文学部長
議事

4、大学改善委員会の報告に関する件

- 新学部については、学長より概ね次の点について説明があつた。
- 一、新学部設置について理事会側は独断専行をしていない。人事に関しては学長の責任において進めており、その他の事項については可能な範囲で学部長、学科主任等を通じて流すようにしている。
 - 二、対象地域をもつと広げて、より国際性をもつたカリキュラムにすべきであるという要望があるが、人事面及び経済性の面から現況下では不可能である。ただし、部分的な修正は設置認可後に検討することとしたい。
 - 三、対象地域をアジアに限定したことには、これまでの経過事情があるが、決して旧東亜政経科と同じ発想と方向にあるものではない²³。

国際関係学部（国際関係学科・国際文化学科）は、1986（昭和61）年4月、在学生の全学年を東松山キャンパスに置き、本学第5番目の学部として設置される。同学部の教育・研究の特色としては、国際関係論と地域研究を中心に据え、その対象地域をアジア、とくに東アジア・東南アジア・南アジア・西アジアの4地域に限定している。発展途上国を含めたアジア各地域におけるスペシャリストの養成と国際化に対する社会的要請に対応すべく設置された。なお学生に対して基本的な学問的訓練の外に、アジア地域の諸言語の学習を義務付け、3週間を目安とした現地研修を課すことにしている²⁴。

なお同上の議事録にも触れてあるとおり、本学園全体の経営権の観点から、長期事業計画の一環として新学部の設置が策定され進められるにあたって、合同教授会としては、教員側との十分な協議やそのための共通理解・コンセンサスをはかるよう、繰り返し強調してもとめている。そのような要請に対して、理事長や学長、常務理事らからは、許認可にかかわる「文部省の意向をくみながら」も、本学の「教学権が軽視・侵害されないよう充分配慮する」として、できる限り必要な関係情報を適切に開示していく、との回答説明が

なされていたことがうかがえよう。

⑧合同教授会の改組にかかわる合同教授会の議事

昭和 56 年 7 月 15 日（水）〔午後〕 2 時 議長 井上外国語学部長

参考資料 『大学改善委員会報』 第 19 号 S56・7・15

学園長期事業計画と大学の姿勢

〈二〉教学組織の整備の中に、合同教授会の改組が含まれている（又は含まれる）とすれば、合同教授会の機関としての機能については合同教授会内部の問題とし、その歴史的必然性を考慮し、合同教授会自身がその必然性の中で検討すべきであると思われる²⁵。

昭和 57 年 10 月 25 日（月）〔午後〕 3 時 議長 篠原武英経済学部長

参考資料 『学園管理運営検討特別委員会答申書』 昭和 57 年 1 月 16 日

1 - 1 機構改革小委員会 教学組織整備のための研究班報告

1、合同教授会と大学協議会

合同教授会は、4 学部長が議長団として議案を提案し、議事をすすめる形をとっている。学長は、一教授として（教授職を兼ねている場合）出席・発言し、学長としては合同教授会への諮問権をもっているにすぎない。学長が全学の教学に関わる重要事項を決定する機関において、全く脇役的地位に置かれていることは異様といえよう。早急に改革のための検討が必要である。合同教授会の改善については、すでに〔昭和 56 年〕4 月 23 日付理事長から学長への要請文書、さらに 6 月 26 日付学長から各学部長宛文書が出されている。そこで述べられている

る合同教授会の現状とあわせて、本研究班は、合同教授会の改革と「大学協議会」（仮称）を早急に検討する必要があると考える²⁶。

昭和58年4月18日（月）14時30分 議長 井上隆一外国語学部長
議事

3、合同教授会規程及び大学協議会（仮称）に関する件

前〔池田〕学長より合同教授会に諮問されていたところの、合同教授会の改善並びに大学協議会の規則化の検討を、新しく選任された規程等改正委員会に付託したい旨議長より説明があり、審議の結果異議なく承認した²⁷。

昭和59年7月16日（月）14時30分 議長 永田元也経済学部長
なお議事に先だち前回議事録を復誦し、これを確認した。また議案1の合同教授会改組案の審議の際には、助教授及び専任講師の出席を承認した。

議事

1、合同教授会改組案に関する件

審議の結果、特に大学評議会の構成員の問題及び別紙昭和59年7月5日付の理事長から学長宛「大学管理機関の改善について」の諮問書について議論が活発に行なわれたが、最終的には、原案について再度各学部教授会で協議した上、合同教授会で審議することを決議した²⁸。

昭和59年10月29日（月）〔午後〕3時30分 議長 田桐大澄外国語学部長
議案

8、合同教授会改組案に関する件

規程等改正委員会による合同教授会改組案について小笠原委員長からの説明のあと、審議の結果、本件については継続審議とすることを決議した。改正案に反対する立場からの発言要旨は、原案では教学面の審議運営組織というよりも、いわゆる管理組織的要素が強く、現行の合同教授会の単なる量的変化でなく、質的变化になっ[ママ]ている。連合教授会の議決権が大学評議会よりも限定されているのは不当である—というものであつた。このほか、具体的な代案として現行の合同教授会の定足数の部分のみを改正すれば良いという発言があつた。一方、原案賛成の立場からの発言要旨は、現行の合同教授会組織では実質的に機能し難くなつているため、これを改正すべく検討するという合同教授会の決議に基づき、各学部学科、大学改善委員会、規程等改正委員会そして合同教授会で再三審議を重ねてきたものである。また原案では、大学評議会と連合教授会とは相互に牽制できるよう配慮されており、一方の独走に歯止めがなされている。とにかく、何らかの改正案を早急にまとめる必要と責任がある—というものであつた。また学長からは、合同教授会の改組について合同教授会に諮問してからすでに数年を経過しているので、速やかに結論を出してもらいたい。現行規定[ママ]では、合同教授会の中での学長権限は何もない。このような状況の中では学長として責任ある仕事はできないし、期待されても困る。また現行規定[ママ]での合同教授会成立要件は、各学部教授の半数以上または3分の2以上となつているので、これを実行してもらいたい。全教授の半数以上または3分の2以上で成立できるとする合同教授会の申合せだけで運営することは大きな問題がある旨の発言があつた²⁹。

昭和60年4月15日(月) [午後] 2時30分 議長 田桐大澄外国

語学部長

報告事項

1、合同教授会の改組について

学長より、昭和59年11月26日および昭和60年2月18日の合同教授会で承認された合同教授会改組案および関連規則の改正案を、理事長からの諮問に対する答申として昭和60年2月21日付で理事長に提出したこと、また答申の結果は、未だ理事会の審議に付されないで保留されており、その理由としては、合同教授会からの規則改正案であるのか、あるいは諮問に対する答申であるのかについての解釈の問題もあるが、根本的には執行部サイドに原案の内容に問題があると考えるところにあること、また規則改正案か答申かの問題については、学長としては諮問を受けた以上これに答申をすべき立場にあり、当初からの経過からみて、改正案を含めた答申であると判断しており、各学部長とも合意している旨報告があつた。このあと種々討議が行なわれたが、議長団および学長から、今後も理事会における承認を得られるよう努力をしたいので、暫く日時を欲しい旨要望があつてこれを了承した。また、次回の合同教授会は5月上旬を目途になるべく早く開催し、本件の経過報告または審議をすること、その際には助教授、講師の出席を認めることを了承した³⁰。

1984（昭和59）年7月16日の合同教授会では、同年7月5日付の大西理事長から香坂学長宛ての「大学管理機関の改善について」の諮問書（合同教授会は、現在147名の構成員で、定足数の充足は物理的に困難である。学長としての職務を円滑に遂行するうえでも、国立大学の評議会等にみられる、学長を主宰とする代議員をもって構成する管理機関への改善をもとめる）について、先のとおり議論が重ねられている。翌1985（昭和60）年4月15日の合同教授会議事録には、『大学改善委員会報』第26号（昭和60年4月15日）

として「合同教授会改組問題について一理事会はすみやかに学則改正の手続きを一」（理事会は、合同教授会改組についての学則変更手続きを速やかにとるべきである。合同教授会は、この問題を長期にわたって慎重に審議し、さきの決定をしたのである）が収められている。

なお同上の議事録にもあるとおり、学長が一教授として合同教授会へ出席・発言し、合同教授会への諮問権を有しているに過ぎない状況下では、「合同教授会の中での学長権限は何もない。このような状況の中では学長として責任ある仕事はできないし、期待されても困る」と問題視された背景については、旧制の専門学校から戦後の新制大学へと入り歩んできた本学にとって、学長の全学運営に対する円滑な職務遂行が法規定上でも十分に果たし得るような大学としての組織体への整備が、1960年代から存在し活動してきた合同教授会の改組というかたちでようやく自律的に促されたともいえるだろう。

おわりに：今後の展望も踏まえて

本稿では、合同教授会議事録資料にみられた議事内容に着目したが、本稿5の⑦で挙げた新学部の設置などの事項にあるように、ときに理事会や学長らに対しても、合同教授会は毅然として教員側の立場や意見を尊重するよう重ねて要請している。そのため、本稿5の⑥や5の⑧などに挙げてあるとおり、理事会や学長らに対しても、案件の内容や事態の推移によっては断固として厳しい姿勢で臨むことも厭わない場合もあったことがうかがえよう。この点の評価をめぐっては、一見すると大学という管理組織機構上ではあまり好ましくないと考えられる向きもあるかもしれないが、1960年代から1980年代半ばという時代に、本学が高等教育機関・大学としてたしかに存在し、理事会や合同教授会などで、臆することなく学園・大学の在り方をめぐって真摯に、ときに熱く議論を交えていた学校としての歴史的な証し（大東アイデンティティの存在証明）と捉えることができるのではないだろうか。

なお今後の展望の1つとして、合同教授会の議長として議事進行役を務め

た学部長ら、主要教員の足跡や人物像などにもより注目してみたいと考えている。たとえば、教養部長・教養課程委員会委員長を務めた酒井清六（1925～2004年）は、日本生物地理学会会長として「現世代よりも未来の世代の利益を考えることをエンカレッジせよ」（Biogeography 創刊号）と強調し、大東文化大学ではハサミムシの調査研究を精力的に行い、自身のハサミムシ類昆虫コレクション（大阪市立自然史博物館蔵）は質量ともに日本最高級とされる。また教え子の結婚式スピーチでは、「サカキのサカはお酒の酒、サカキのキはウキスキーのキ、セイロクのセイは清酒の清、セイロクのロクはドブロクのロク」と語るエピソードなどから、教育者としての酒井は学生らにとって人情味溢れる教員でもあったことがうかがえよう。

-
- 1 たとえば、『大東文化大学五十年史』（1973年）所収の「事務組織」図のなかに、各学部教授会とともに、合同教授会の組織名が挙がっているだけである（1051頁）。
 - 2 2017年度移管された学内資料として、大東文化歴史資料館では第23回企画展「学内移管資料展『合同教授会議事録』と学内刊行物」（2018年6月～同年10月）を開催している。詳細については、『大東文化歴史資料館だより』第24号、2018年5月を参照。
https://www.daito.ac.jp/information/about/archives/file/file_newsletter24.pdf
 - 3 当時の「大東文化大学学則」では、「一、第一節の二 合同教授会 第十一条の十一から第十一条の二十一までを削除する。一、第一節の三 大学評議会及び連合教授会 第十一条の二十二から第十一条の三十五まで新たに加える」としている（『大東文化大学報』第109号、1986年4月15日、17～18頁）。
 - 4 『自昭和38年4月至昭和44年2月 合同教授会議事録』（昭和38年4月19日～昭和44年2月21日）所収。
 - 5 『昭和44・4～ 合同教授会議事録』（昭和44年4月4日～昭和45年3月24日）所収。
 - 6 『昭和47年度 合同教授会議事録』（昭和47年4月21日～昭和48年3月26日）所収。
 - 7 『昭和50年度 合同教授会議事録』（昭和50年4月21日～昭和51年3月23日）所収。
 - 8 『大東文化大学七十年史』（1993年）、468頁。
 - 9 『自昭和38年4月至昭和44年2月 合同教授会議事録』所収。
 - 10 『昭和44・4～ 合同教授会議事録』所収。
 - 11 『大東文化大学青桐会（旧父兄会）45周年記念誌』（2006年）、44頁。
 - 12 『昭和47年度 合同教授会議事録』所収。
 - 13 『昭和48年度 合同教授会議事録』（昭和48年4月11日～昭和49年3月18日）所収。
 - 14 「体力と健康とは別もの 医務室と学生とは選手とコーチの関係と同じ」『大東文化』第222号、1970年7月1日、9面。
 - 15 『昭和48年度 合同教授会議事録』所収。

- 16 『昭和 53 年度 合同教授会議事録』(昭和 53 年 6 月 19 日～昭和 54 年 3 月 19 日)所収。
- 17 『昭和 54 年度 合同教授会議事録』(昭和 54 年 4 月 23 日～昭和 55 年 3 月 26 日)所収。
- 18 『昭和 55 年度 合同教授会議事録』(昭和 55 年 5 月 12 日～昭和 56 年 3 月 3 日)所収。
- 19 『昭和 57 年度 合同教授会議事録』(昭和 57 年 4 月 26 日～昭和 58 年 3 月 7 日)所収。
- 20 『昭和 58 年度 合同教授会議事録』(昭和 58 年 4 月 18 日～昭和 59 年 3 月 25 日)所収。
- 21 『昭和 58 年度 合同教授会議事録』所収。
- 22 『昭和 59 年度 合同教授会議事録』(昭和 59 年 4 月 16 日～昭和 60 年 2 月 18 日)所収。
- 23 『昭和 59 年度 合同教授会議事録』所収。
- 24 『大東文化大学の歩んできた道』(2013 年)、80～82 頁。
- 25 『昭和 56 年度 合同教授会議事録』(昭和 56 年 4 月 27 日～昭和 56 年 12 月 14 日)所収。
- 26 『昭和 57 年度 合同教授会議事録』所収。
- 27 『昭和 58 年度 合同教授会議事録』所収。
- 28 『昭和 59 年度 合同教授会議事録』所収。
- 29 『昭和 59 年度 合同教授会議事録』所収。
- 30 『昭和 60 年度 合同教授会議事録』(昭和 60 年 4 月 15 日～昭和 61 年 3 月 12 日)所収。

【Reserch Note】

The History of Daito Bunka University viewed from “the Proceedings of the Joint Faculty Meeting” (April 1963 to March 1986)

Muneo Tanimoto

“The Joint Faculty Meeting” are not mentioned in the Official University Histories, such as “Daito Bunka University 50 Years History” (1973) and “Daito Bunka University 70 Years History” (1993). Yet, when considering the Academic Side of University Management, we must not forget the Important Role played by the Joint Faculty Meeting. At the Joint Faculty Meeting, All Professors from All Faculties and Institutes discussed Important Matters related to the University’s Further Development.

Along with Other Materials, “the Proceedings of the Joint Faculty Meeting” (April 1963 to March 1986), consisting of 17 Volumes, has recently been transferred from the University’s Academic Affairs Department to the Daito Archive. The Contents of the Meetings are simply summarized in accordance with the Main Points of Each Agenda Item. The Content of the Agenda itself is usually easy to understand, and the Statements of the Executives such as the University President, Each Faculty Head, Top Administrators are reasonably clear. Specific Remarks made by Individual Professors were not registered, though.

The Proceedings of the Joint Faculty Meeting sometimes elucidate Tensions or Conflicts with the Board of Directors of the Overall Corporation, governing the Entire School. The proceedings are the Important Source to understand the Opinions and Attitudes of Daito Bunka University’s Professors from the early 1960s to the mid-1980s.